

令和5年(行ウ)第312号

令和6年(行ウ)第81号、同第86号、同第447号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

5 被告 新宿区(処分行政庁:新宿区長)



原告準備書面(12)

令和8年4月1日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三



15

原告らは、審理終結後の準備書面として、被告の令和8年3月19日付意見書(以下「被告意見書」という。)に対する石川幹子(東京大学名誉教授)の2026年4月1日付「被告訴訟代理人弁護士からの令和8年3月19日付『意見書』に関する『基本的誤り』に関する指摘とこれを踏まえた意見書」を添付して引用して、次のとおり主張する。

20

1 被告意見書「第1」について

被告は、「樹冠投影面積について、移植樹木のうち建国記念文庫からの移植からのみ算入し」と主張するが、建国記念文庫から移植された樹木は、強剪定が行われており、樹冠面積は、従前の面積より大幅に減じているので、毎木調査時の樹冠(葉張り)と同等の面積を記載することは、誤りである。

25

2 同「第2」について

被告は、「本計画の緑道は2.4mの歩行空間と5.5m程度の植栽が設けられており、樹冠投影面積の算入に誤りはない」と主張する。

しかしながら、①保存樹木の大きさが、環境影響評価書のデータと、著しく異なっており、被告が提出した図2の樹高は13.5mであり、環境影響評価書、
5 から6.5mも低くなっている。②保存対象となるKE150のフウの根茎が、歩道と新ラグビー場の建設により大幅に切断される。なかでも、フウの根茎は、表層部にマット状に密に分布する特性があるため、歩道が整備された場合、根茎は破壊されることとなる。③葉張りが、環境影響評価書に記載されている約10
10 mであるとすると、新ラグビー場の建設により、上部の枝葉は、大幅に破壊されることになる。

以上の理由から、樹木の保存を行うことを前提とするこの空間に、歩道を導入することは不可能であり、緑道としての基本的要件を満たしていない樹冠投影面積に算入することはできないから、被告の主張は失当である。

3 同「第3」について

被告は、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する
15 基準における樹冠投影面積の算出に生育環境は要件としていない」と主張している。

同審査基準の第4の審査の基準では、木竹の伐採について以下のように定め
ている。

① 支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させる
20 ものであること。特に、生垣若しくは高木及び低木の密植等列状又は面的に風致を形成しているものは、極力残存させるものであること。

② 保護樹木等周辺風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極
力残存させるものであること。

すなわち、「残存させる」ことを「保存する樹木の要件」としており、樹木
25 の特性を踏まえて、科学的に残存が当初より不可能であるものは、「残存させ

る」樹木とはならない。したがって、原告の提示した樹冠投影図は科学的に正しいものであり、被告の主張は失当である。

4 同「第4」について

5 被告は、「本建築物の断面形状は段々状であり、最高高さは46mであるものの、当該部分の高さは14.2mであり、当該高木の樹冠と建築部は干渉していないため、樹冠投影面積に算入することは問題ない」と主張している。

10 しかしながら、ラグビー棟及び工事ヤードの掘削により破壊されるケヤキ (K E-72) は、樹高20m、幹周340 c m、葉張り20mの巨樹であり、その巨樹を支えるために、通常、地下の根茎は極めて発達しており、通常、葉張りと同等、すなわち幅20mに及んでいる。ラグビー場の建設に伴う根茎の切断は、約10m
15 近くに及ぶため、ケヤキの残存は困難と判断される。

したがって、建物の高さが14.2mであったとしても、樹木そのものの残存が困難であるため、樹冠投影面積の算入は行わないことが、科学的対応であるから、被告の主張は失当である。

15

以上

意見書

被告訴訟代理人弁護士からの

令和8年3月19日付「意見書」に関する

「基本的誤り」に関する指摘とこれを踏まえた意見書

令和 8年 4月 1日

東京大学名誉教授 農学博士
元東京都都市計画審議会委員
元東京都公園審議会委員
元川崎市環境審議会委員
元新宿区都市計画審議会委員
元鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査委員会副座長

石川 幹子



意見書

令和 8 年 3 月 19 日付で、被告訴訟代理人弁護士・佐藤雅彦氏等から、原告準備書面(10)、3、①～④に対して、補足して意見書が提出された。この意見書には、以下の点で基本的誤りがあるため、本意見書を提出する。

<意見 1 >

第1 原告準備書面10、3、①第二球場からの移植樹木について
樹冠投影面積について、移植樹木のうち建国記念文庫からの移植のみ算入し、第二球場からの移植は算入していない。(資料1)

建国記念文庫から移植された樹木は、強剪定が行われており、樹冠面積は、従前の面積より大幅に減じている。したがって、毎木調査時の樹冠(葉張り)と同等の面積を記載することは、誤りである(図1)。また、ヤエザクラは、花をつける重要な枝が切断されており、樹木の特性への配慮が、行われていない。図1に示した赤丸が、強剪定後の現在の概ねの樹冠に相当する。

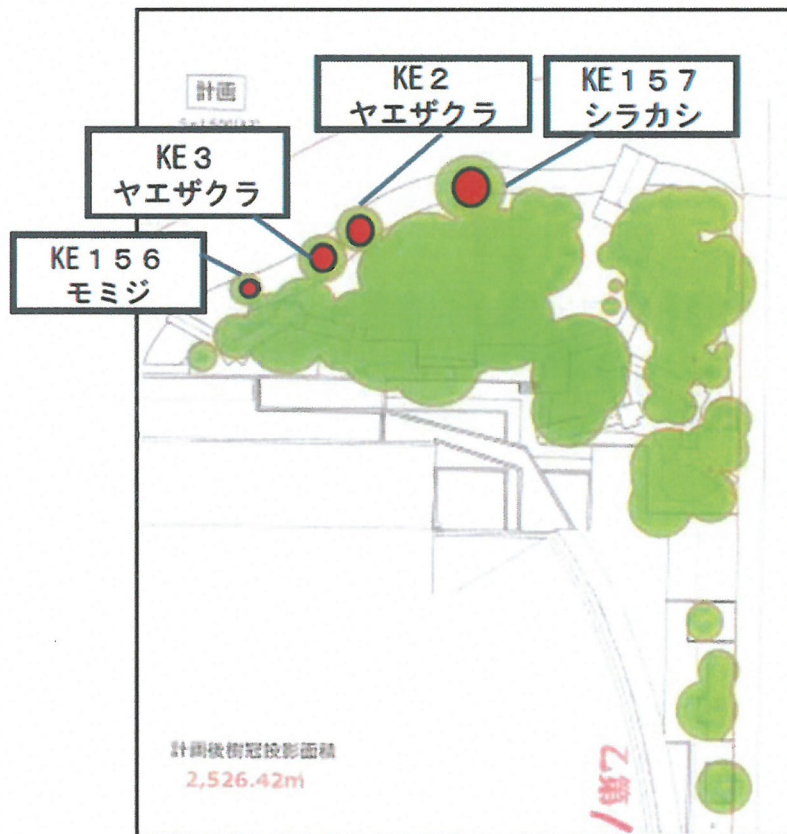


図1 建国記念文庫の森から移植された樹木の概ねの樹冠投影図

意見提出者は、現地を確認したが、高い塀で囲まれており、実測は不可能であった。しかし、移植時に大幅な強剪定が行われたことが写真から判断できる。

写真1は、KE3のヤエザクラの現在の写真である（2026年3月29日撮影）。このヤエザクラは、建国記念文庫の林縁にあったもので、老木であるが、陽光に向かい勢いよく伸びた枝に、毎年、あふれるばかりの薄紅色の花をつけていた。人々に愛され親しまれていた桜であった。桜が満開の時期であるが、花芽のついた枝が切断されているため、桜を愛でることは、できない（写真1の赤丸）。



写真1 建国記念文庫の森から移植されたヤエザクラ（KE3）
強剪定が行われた。

樹木を保全する手法として、移植が有効であるとされているが、写真2は、建国記念文庫から芝生広場に移植された樹木の現在の写真である。樹形を全くとどめていない移植工事が行われたことを理解することができる。クスノキ、スダジイ、ケヤキは、往時の姿をとどめておらず、保存要請が行われていたヒトツバタゴの巨木は、枝が強剪定されてしまったため、4月下旬に雲海のように咲く、本来の姿を見ることはできない。



写真2 建国記念文庫の森から芝生広場に移植された樹木の現状（2026年3月28日）

対照的に、写真3は新国立競技場建設の際に、明治公園から移植されたスダジイである。樹形を尊重し、根回しを行い、丁寧な工事が行われた。

伝統に育まれた日本の移植工事のレベルは、極めて高く、芸術的ともいえるものである。

写真2、3を比較するだけでも、今回の移植が、いかに杜撰な、低コストで処理したものであるかがわかる。風致地区であり、100年を経過した森で、行われるべきものではなかったことを指摘する。

写真3 新国立競技場の建設の際に移植されたスダジイの工事風景（2015年6月22日石川撮影）
<意見2>



令和8年3月19日付で提出された、被告訴訟代理人弁護士・佐藤雅彦氏等の意見の第二は、「本計画の緑道は2.4mの歩行空間と5.5m程度の植栽が設けられており、樹冠投影面積の算入に誤りはない」とするものである。

第2 原告準備書面10、3、②地区計画で緑道となっている場所における樹木について

都市計画運用指針では、「緑道については、快適安全な通行、散策、休養等に資する園路及び十分な植栽による修景、パーゴラ等の施設が確保できる幅員及び延長を定める。」と規定されている(資料2)。本計画の緑道はこの規定に即して2.4mの歩行空間と5.5m程度の植栽が設けられており(資料3)、樹冠投影面積の算入に誤りはない。

被告訴訟代理人により提出された図2は、

- ① 保存樹木の大きさが、環境影響評価書のデータと、著しく異なっている。

KE-150番の樹木、フウは、次の通りである。

・環境影響評価書 2023年1月20日(資料1)

樹高 20.0m、幹周 171cm、葉張り 10.0m

・被告意見書 2026年3月19日

樹高 13.5m、幹周 記載なし、葉張り 記載なし

被告から提示された図2は、樹高は、20mから13.5mと、6.5mも、低くなっている。葉張りは記載されていないが、図2から判断すると、約4mであるが、環境影響評価書では10mである。

- ② 保存対象となるKE150のフウの根茎が、歩道と新ラグビー場の建設により大幅に切断される。なかでも、フウの根茎は、表層部にマット状に密に分布する特性があるため、歩道が整備された場合、根茎は破壊されることとなる(図3参照)。
- ③ 葉張りが、環境影響評価書に記載されている約10mであるとする、新ラグビー場の建設により、上部の枝葉は、大幅に破壊されることになる(図3)。

以上の理由から、樹木の保存を行うことを前提とするこの空間に、歩道を導入することは不可能であり、緑道としての基本的要件を満たしていない。

したがって、原告が提示したとおり、樹冠投影面積に算入することはできない。

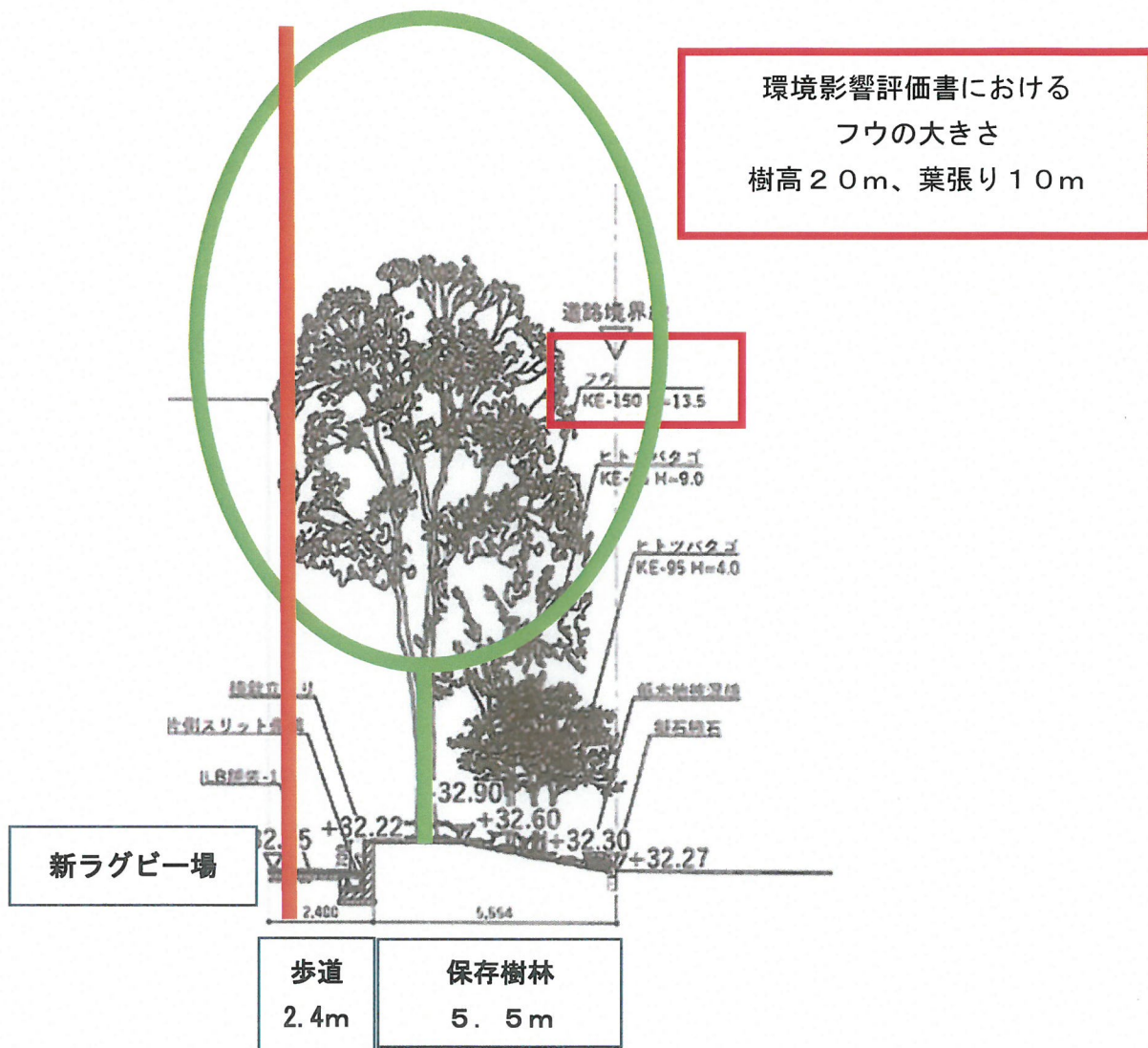


図2 被告により提示された緑道断面図と保存樹木

環境影響評価書に記載された KE150 フウ、樹高 20 m、葉張り 10 m

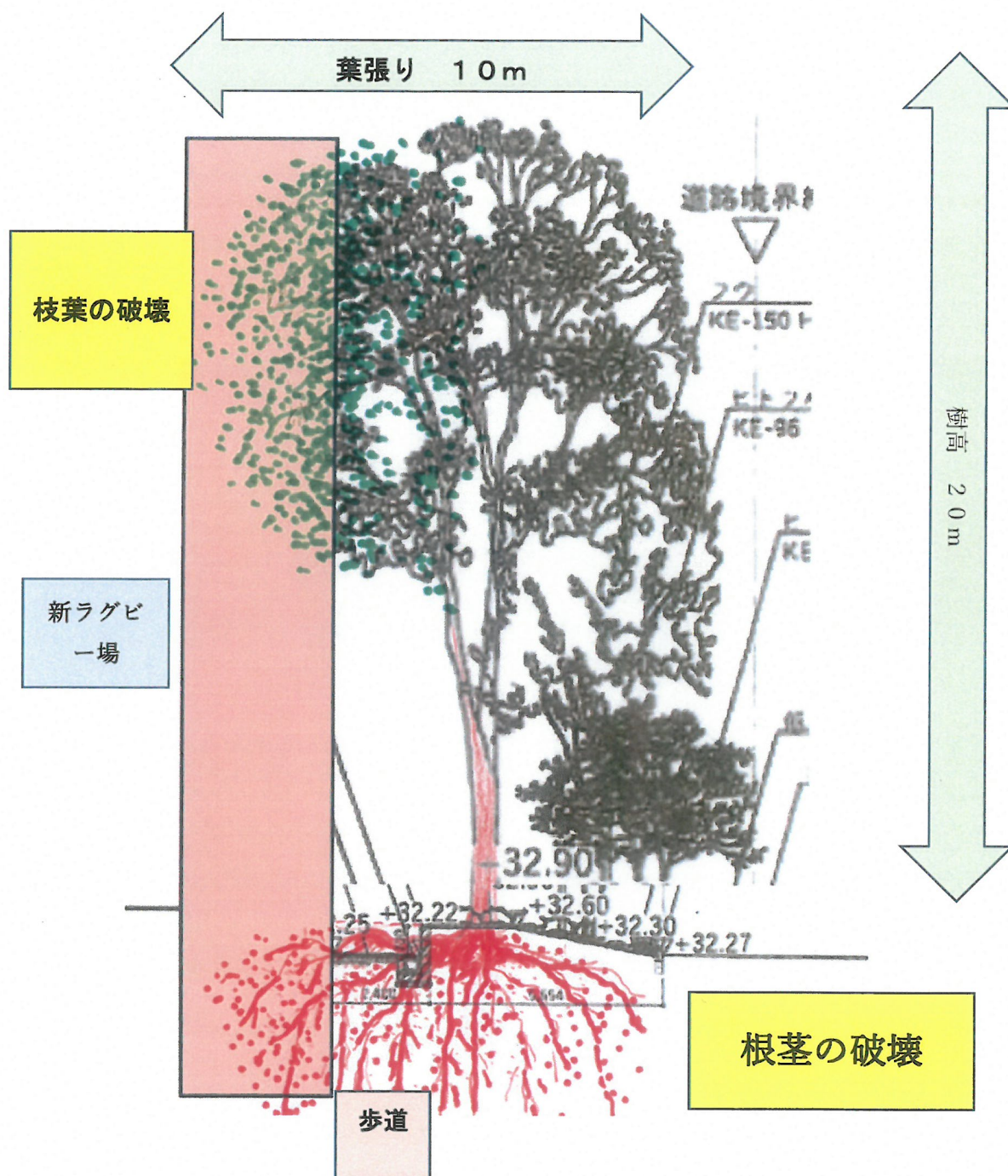


図3 環境影響評価書に記載された KE150 フウと、緑道7号の関係

引用：(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業，環境影響評価書（資料編）
2023年1月23日

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/information/toshokohyo/publishdetail/357_jinguugaien_tosho_sho/

<意見3>

令和8年3月19日付で提出された、被告訴訟代理人弁護士・佐藤雅彦氏等の意見の第三は、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準における樹冠投影面積の算出に生育環境は要件としていない」との指摘である。

第3 原告準備書面(10)、3、③建築物北側の樹木について

「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」における樹冠投影面積の算出に、生育環境は要件としていない。

「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」の第4審査の基準では、木竹の伐採について以下のように定めている。

- ① 支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。特に、生垣若しくは高木及び低木の密植等列状又は面的に風致を形成しているものは、極力残存させるものであること。
- ② 保護樹木等周辺風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極力残存させるものであること。

すなわち、「残存させる」ことを「保存する樹木の要件」としており、樹木の特性を踏まえて、科学的に残存が当初より不可能であるものは、「残存させる」樹木とはならない。したがって、原告の提示した樹冠投影図は科学的に正しいものである。

参考までに、新ラグビー場の北側直下となる黒松の2022年9月11日に撮影した写真4をしめす。黒松は、陽樹(陽光が必須の樹木)の典型的な樹木であり、日照が通年、期待できない環境では、残存は不可能である(図4)。



写真4 KE131 クロマツ(樹高20m)陽樹(2022年9月11日撮影)

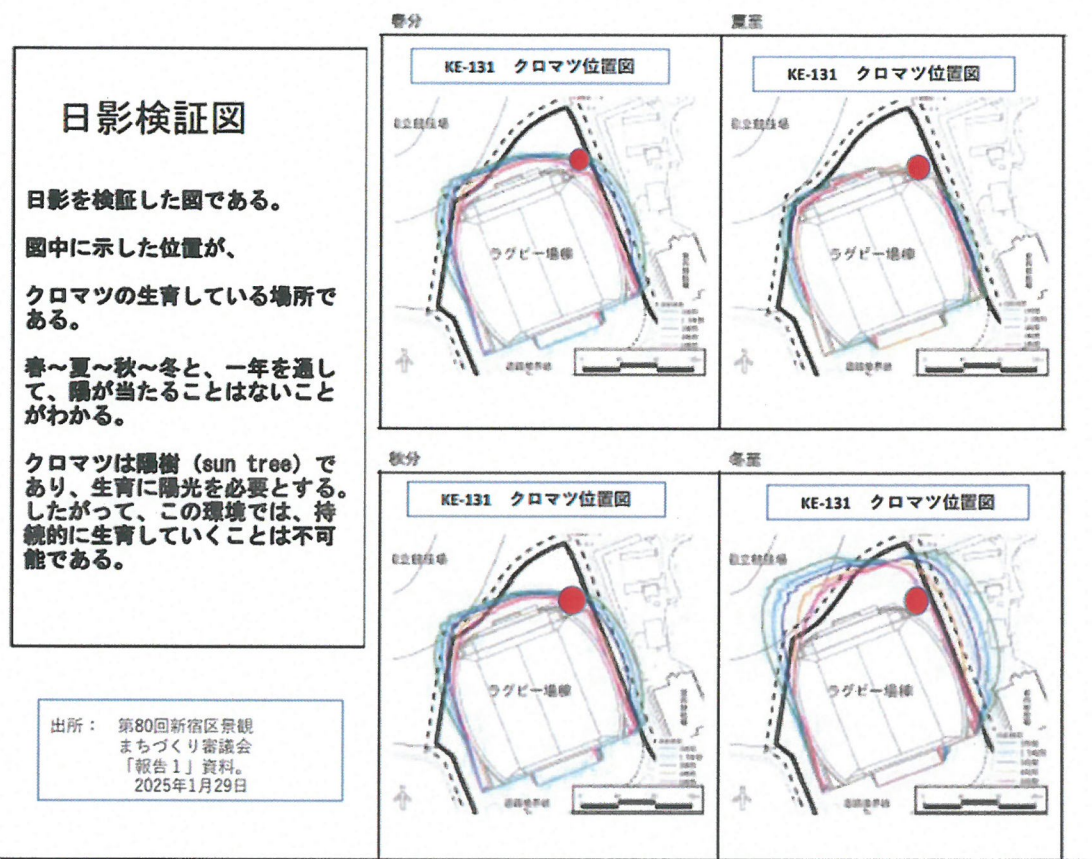


図4 クロマツと日影検証図

<意見4>

令和8年3月19日付で提出された、被告訴訟代理人弁護士・佐藤雅彦氏等の意見の第四は、建築物の高さ46mであるものの、当該部分の高さは14.2mであり、樹冠投影面積に算入することは、問題ないとするものである。

本建築物の断面形状は段々状であり、最高高さは46mであるものの、当該部分の高さは14.2mであり、当該高木の樹冠と建築物は干渉していないため、樹冠投影面積に算入することは問題ない(資料5)。

図5に示されたケヤキ(KE-72)は、樹高20m、幹周340cm、葉張り20mの巨樹である。この巨樹を支えるために、通常、地下の根茎は極めて発達しており、そのエリアは、通常、葉張りと同様、すなわち幅20mに及んでいる。

このため、新ラグビー場を建設する時には、建築及び建設のための工事ヤードが掘削されるため、図5に示すエリアの根茎は切断される。

しかも、残存するエリアは、ラグビー博物館入口、グッズの外付け販売所となってお

り、保存緑地の基本的要件を遵守する計画とはなっていない。ラグビー場の建設に伴う根茎の切断は、約10m近くに及ぶため、ケヤキの残存は困難と判断される。

したがって、建物の高さが14.2mであったとしても、樹木そのものの残存が困難であるため、樹冠投影面積の算入は行わないことが、科学的対応である。

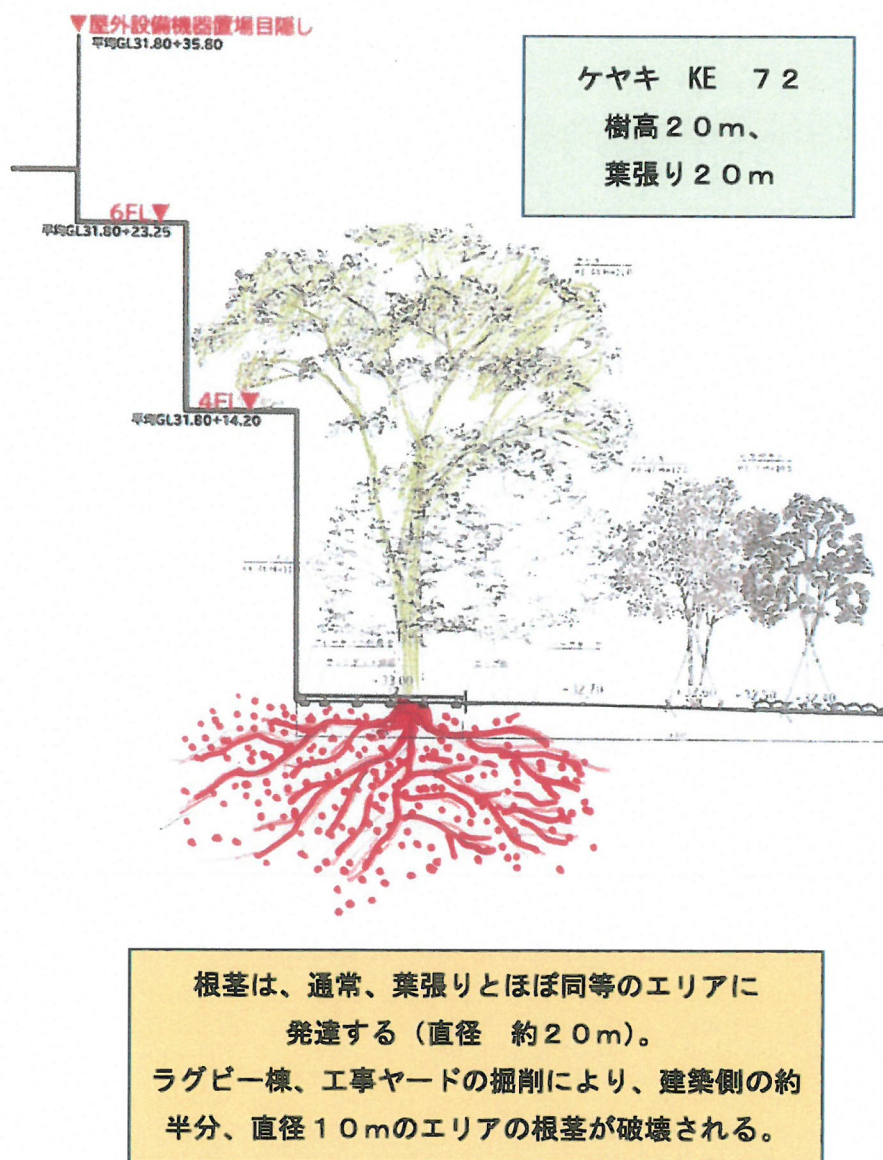


図5 ラグビー棟及び工事ヤードの掘削により破壊されるケヤキの根茎



写真5 ケヤキ (KE-72, 73) の2022年9月11日の写真

豊かな緑陰の下層に根茎が発達し、陽光が降り注ぐ環境であった。
南面にラグビー棟が建設され、日照条件は劣悪となる。

まとめ

以上、2026年3月2日提出の意見書（甲第96号証の1）の樹冠投影面積に関して、被告からの意見書（2026年3月19日）の第1～4までの意見について精査を行った、

その結果、建国記念文庫の森から移植された樹木に関しては、強剪定後の樹幹投影面積を算入するが、そのほかの事項については、意見提出者が従前提出した各意見書の通りであり、変更はない。

図6に、その結果を示す。内容は、以下の通りである。

- 建国記念文庫からの移植樹木で、強剪定後の現在の樹冠を表示。
- 神宮外苑地区市街地再開発事業の地区計画に定められた緑道（幅員6m）上の樹木である。歩道（2.4m）の導入は、根茎を破壊することとなるため、樹木そのものを保存することが不可能となる。したがって、人間の歩行空間を有さなければならない緑道」の基本的要件を満たすことができない。地区計画を遵守する場合、樹木の保存は不可能であり、樹冠投影面積に含めることはできない。
- 緑道から保存緑地へ移行する位置に存在する巨樹。車両進入路及び、緑道の迂回デッキに囲まれており、根系及び地下水系の改変から持続的生育が困難となることが想定される樹木であり、保存の原則をみたさないため、樹冠投影面積に算入することはできない。
- 新設される秩父宮ラグビー場（高さ46m）の北側に位置する陽樹（日照が必要な樹木。クロマツ、ヒトイツバタゴ、フウ。ヒトイツバタゴは、外苑を象徴する樹木であり、大切に育てられてきたが、十分な日照がない場合、花は咲かず衰退していく。クロマツは、創建時からの最後の“生き残り”のマツであり、極めて重要。）
このため、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」

の審査基準4に反するため、樹冠投影面積に算入することはできない。

新ラグビー場の建築部分は 14.6mの高さであり、被告は樹冠投影面積に算入可能としているが、樹木を支える根茎が破壊されるため、残存は困難である。このエリアは、「保全緑地1号」として指定されているが、ラグビー博物館へのエントランス、グッズの外付け販売所、緑道からの歩行者動線の集中、車両出入口の整備、日影分析から建築の北側などが集中しており、地区計画を遵守する計画とはなっていない。

以上を取りまとめた、樹冠投影図は、以下の通りである（図6）。

樹冠投影面積は、既存林の50%を満たしていない。

